

令和6年度 第6回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年9月20日（金） 午後2時30分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎6階 B601会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	12番	光岡	大介
	13番	松本	彌生
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）三村 嘉伸

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第13号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件 〈審議結果：承認〉
- 【報告第21号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第22号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第23号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は 13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、3番 松本強委員 と4番 中松委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第13号について説明いたします。
【議案書朗読】
今回の申請農地は資料のとおりです。
次に、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、原則申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。
--- 資料朗読 ---
本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。
以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
亥野委員、お願いします。
- 亥野委員 議案第13号について説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。
申請者は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)

- 議長 御異議がないようですので、議案第13号につきましては、許可することとします。
これより報告案件に入ります。
まず、報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告
します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第21号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、
事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第22号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告
します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第22号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決に
より届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第23号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を
報告します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第23号について説明いたします。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により
証明書を交付しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時45分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
